

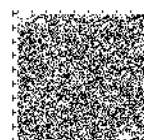
第6期青梅市障害福祉計画

第2期青梅市障害児福祉計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

令和3年3月

青 梅 市





## はじめに

この度、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」にもとづく市町村福祉計画として、第6期「青梅市障害福祉計画」および第2期「青梅市障害児福祉計画」を策定いたしました。

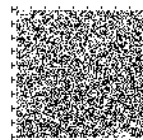
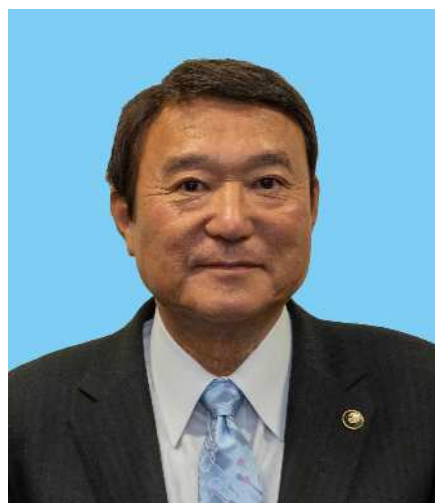
計画策定につきましては、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした国の基本指針にもとづき、現行の第5期「青梅市障害福祉計画」および第1期「青梅市障害児福祉計画」の実績について、青梅市障害者地域自立支援協議会において評価をいただきました。また、様々な視点からの御検討および御意見にもとづき、目標の達成に向けた具体的な活動指標をより分かりやすく明記し、取り組みやすい計画といたしました。

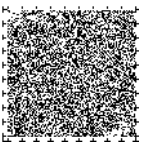
青梅市では、第6次青梅市総合長期計画において、「福祉が充実したまち」を基本方向の一つに位置付けており、誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを目指しております。今後、この第6期「青梅市障害福祉計画」第2期「青梅市障害児福祉計画」および今年度からの計画である第5期「青梅市障害者計画」に盛り込まれた施策の実現に向け取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策では、障害福祉サービス等事業所での感染症対策に対する補助金の創設やPCR検査を実施するなど、様々な対策にも取り組んでまいりました。コロナ禍においても障害福祉サービス等を継続するため、事業所の皆様、利用される市民の皆様が不断の感染症対策に御尽力いただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

青梅市長 浜 中 啓 一

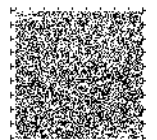




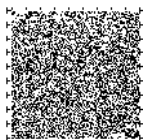


# 目 次

第1部 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景 .....	3
2 計画の位置付け・性格 .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針 .....	5
5 青梅市の障害者の現状と前計画の振り返り .....	7
（1）障害者の推移と傾向 .....	7
（2）障害児の推移と傾向 .....	10
（3）「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」におけるサービスの実施状況、 取組の振り返り .....	12
（4）新型コロナウイルス感染症への対応状況 .....	13
第2部 障害福祉計画 .....	15
1 成果目標の設定 .....	17
（1）施設入所者の地域生活への移行 .....	17
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	18
（3）障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備、 機能の充実 .....	18
（4）相談支援体制の充実・強化等 .....	19
（5）発達障害者等に対する支援の充実 .....	20
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化 .....	20
（7）福祉施設から一般就労への移行 .....	21
2 サービス等の見込量およびその確保策 .....	23
（1）訪問系サービス .....	23
（2）日中活動系サービス .....	25
（3）居住系サービス .....	27
（4）相談支援 .....	28
3 地域生活支援事業 .....	30
第3部 障害児福祉計画 .....	37
1 成果目標の設定 .....	39
（1）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築 .....	39
（2）医療的ニーズへの対応について .....	40
（3）放課後等デイサービスの質の向上について .....	40
2 サービス等の見込量およびその確保策 .....	41

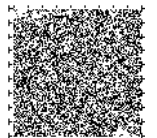


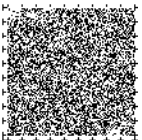
(1) 相談支援.....	41
(2) 障害児サービス.....	42
第4部 計画の推進に向けて.....	43
1 推進体制の充実.....	45
2 計画の実施状況の点検・評価.....	45
3 サービス提供事業者の確保.....	47
4 サービス提供事業者の質の向上.....	47
5 国・東京都・周辺自治体との連携.....	47
資料編.....	49
1 用語解説.....	51
2 パブリック・コメントの概要および結果.....	55
(1) 意見募集概要.....	55
(2) 募集結果.....	55
3 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針.....	56



# 第1部 計画の策定に当たって

---



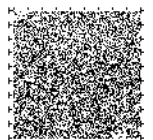


# 第1部 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨・背景

青梅市では、これまで5期にわたり障害福祉計画を策定してきました。平成30年度には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号。「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行を受け、青梅市においても、障害児通所支援および障害児入所支援、ならびに障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施をするため、「第1期障害児福祉計画」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）の策定を行いました。

また、令和元年度には、「第5期青梅市障害者計画」を策定し、令和2年度から令和5年度における障害者のための基本的な施策を定めました。今回策定した本計画は、計画の進捗状況や近年の障害者施策等の動向を踏まえて、「第5期青梅市障害者計画」の実施計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とし、「第6期青梅市障害福祉計画」および「第2期青梅市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。



## 2 計画の位置付け・性格

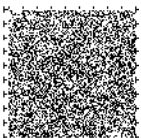
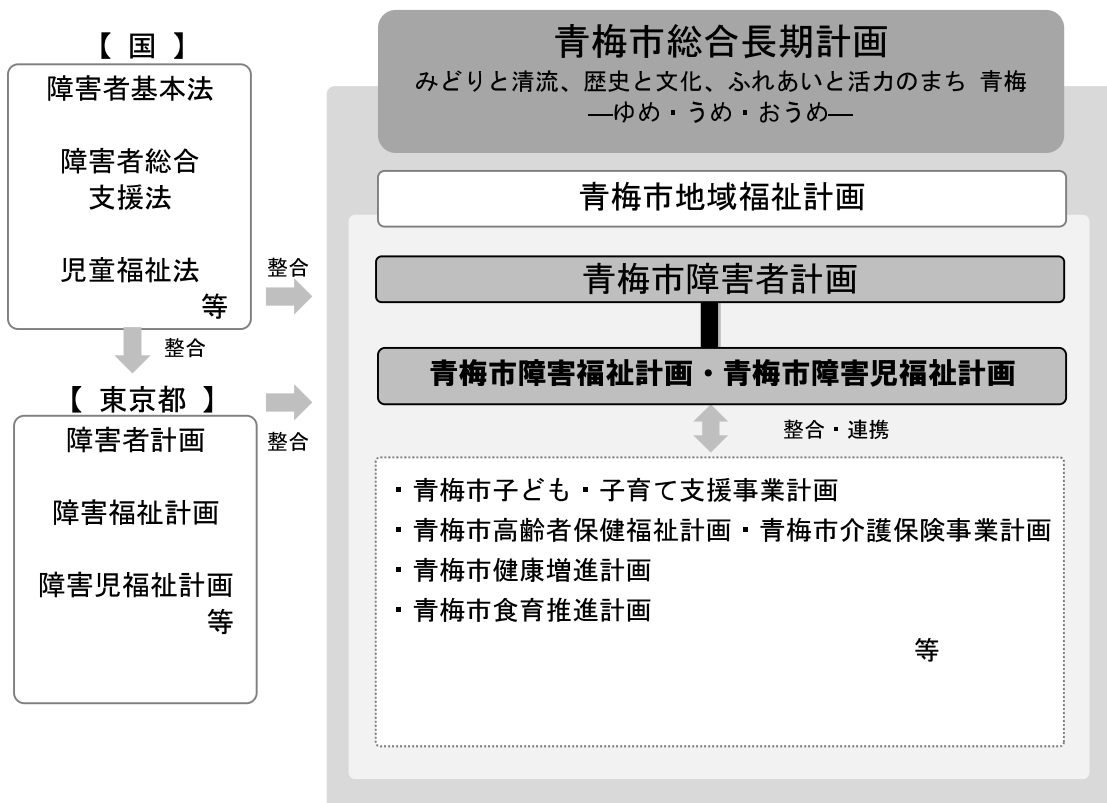
青梅市における行政計画の体系では、「青梅市総合長期計画」が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画のひとつとして、「障害者計画」および「障害福祉計画・障害児福祉計画」があります。「障害者計画」および「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」は、「高齢者福祉計画」・「介護保険事業計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

「障害福祉計画」は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

一方、「障害児福祉計画」は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。

### ■計画の位置付け



### 3 計画の期間

第6期青梅市障害福祉計画および第2期青梅市障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画とします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者計画	第4期				第5期				
障害福祉計画	第4期		第5期			第6期			
障害児福祉計画				第1期		第2期			

### 4 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

本市では介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、精神病床などの医療施設が、市民のニーズを超える立地があることから、福祉施設等の種類に応じて定員増を認めないもの、必要に応じて検討するものなどを基本方針として定め明らかにしています。この基本方針にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等の制限を行っています。

なお、本基本方針は、国による制度変更や市民ニーズの変更等があった際は、専門家の意見を聴きながら、「第6次青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方向に沿い、必要に応じ見直しています。※基本方針の全文は資料編を御覧ください。

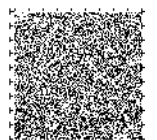
#### 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針（抜粋）

##### 1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されてきた。

一方、介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。

これらのことから、市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。



## 2 基本方針

青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げるところにより対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

### (1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

(ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

### (2) 定員・施設数について検討を要する施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

イ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

ウ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

### (3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム

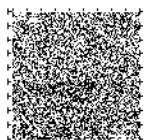
エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

## 3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

## 4 経過措置

(10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。



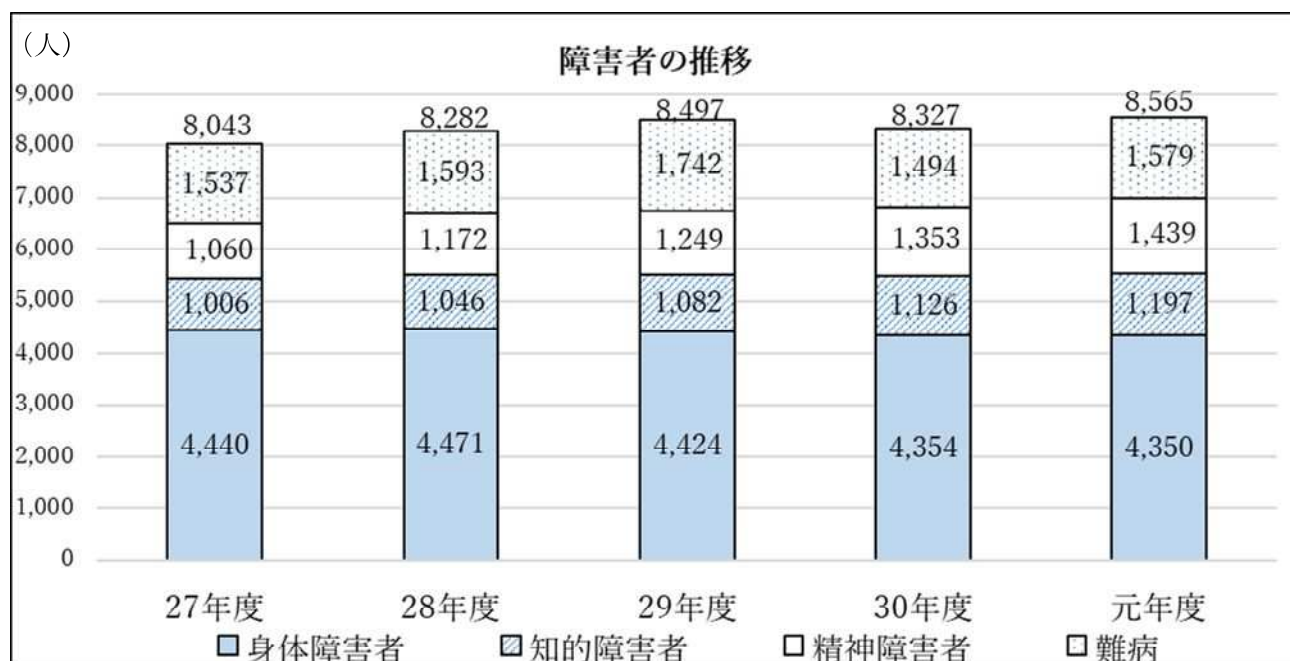


## 5 青梅市の障害者の現状と前計画の振り返り

### (1) 障害者の推移と傾向

#### ア 障害者全体の推移と傾向

障害者の推移をみると、年々増加しており、令和元年度においては、難病認定者を含め、8,565人となっています。身体障害者はわずかな減少傾向、知的障害者、精神障害者、難病いずれも増加傾向にある中、精神障害者の増加が顕著であり、全体としては、平成27年度と比較し、522人増加しています。



区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	増加率
青梅市人口	136,545人	135,570人	134,708人	133,574人	132,593人	97.1%
障害者数	8,043人	8,282人	8,497人	8,327人	8,565人	106.5%
身体障害者	4,440人	4,471人	4,424人	4,354人	4,350人	98.0%
知的障害者	1,006人	1,046人	1,082人	1,126人	1,197人	119.0%
精神障害者	1,060人	1,172人	1,249人	1,353人	1,439人	135.8%
難病	1,537人	1,593人	1,742人	1,494人	1,579人	102.7%

※人口は各年度、翌年度の4月1日現在。

※障害者数は各年度3月31日現在の人数。

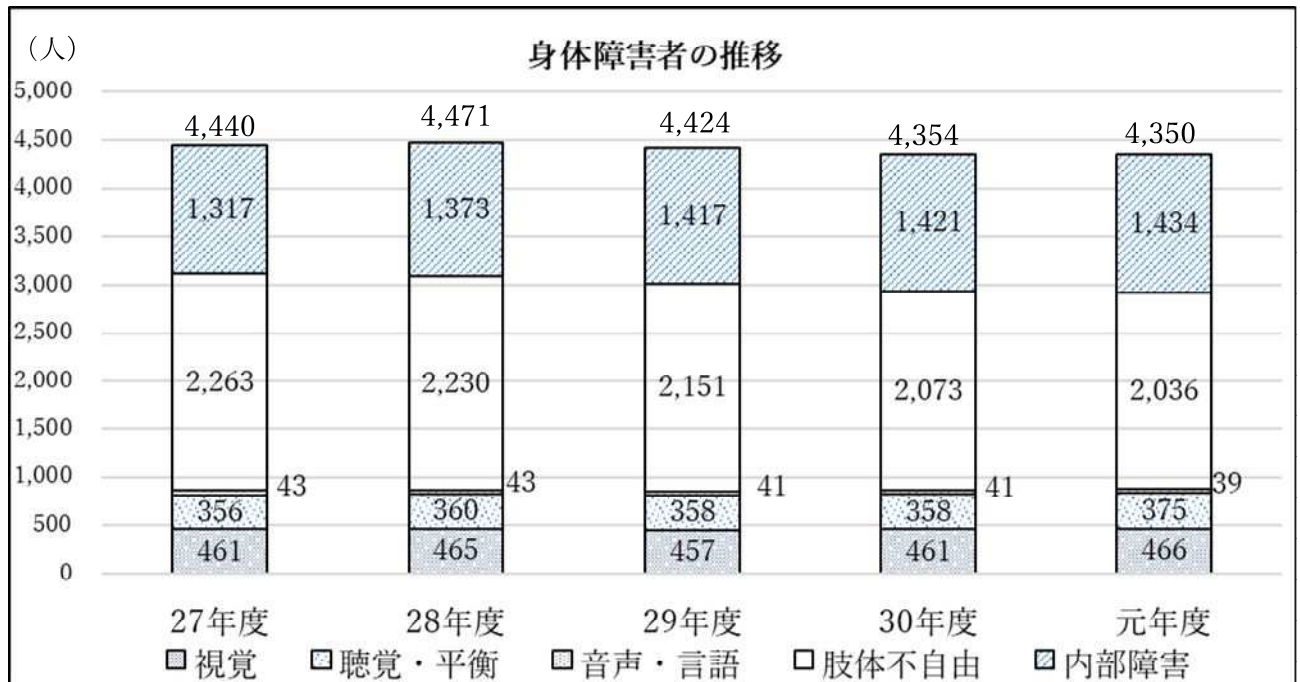
※増加率は、令和元年度における平成27年度比

※統計上、各障害者手帳所持者を障害者児としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数。



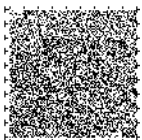
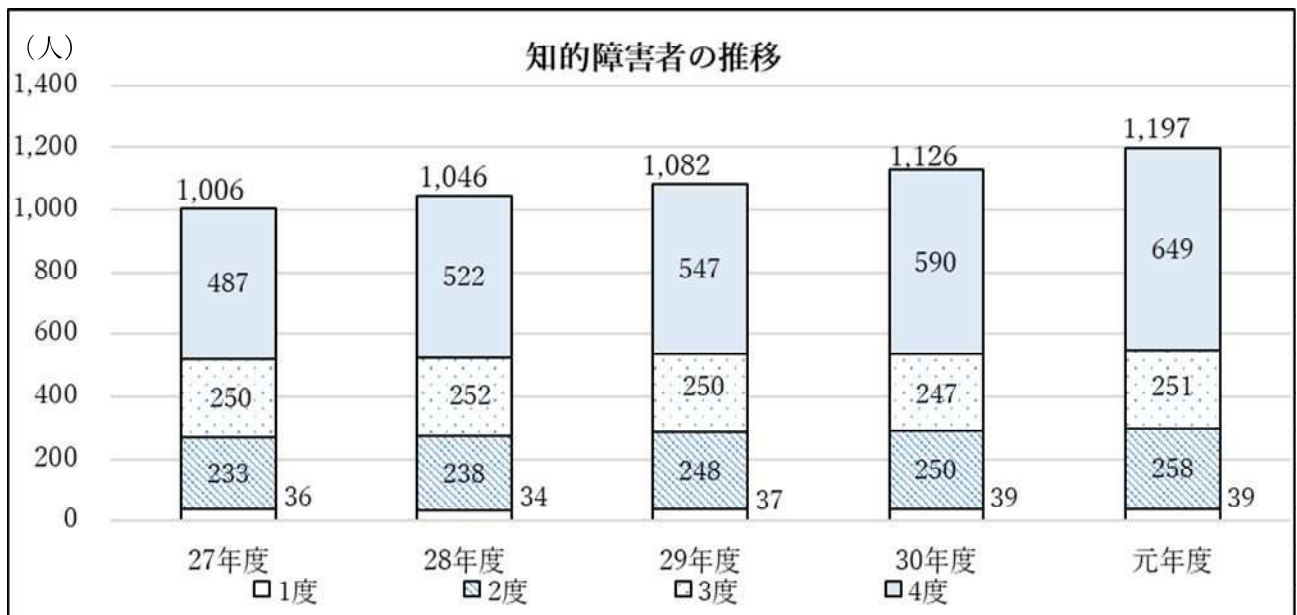
## イ 身体障害者の推移と傾向

身体障害者の推移をみると、令和元年度においては、4,350人となっています。肢体不自由、視覚障害は減少傾向にあり全体としてわずかに減少傾向にあります。内部障害、聴覚障害は増加傾向にあります。



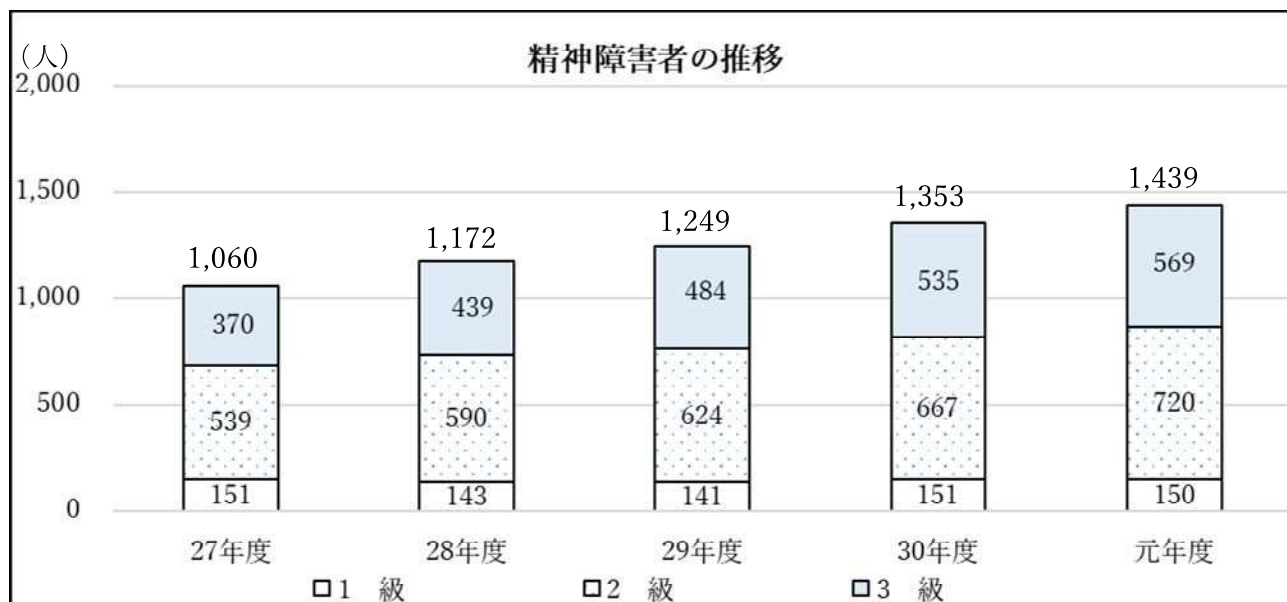
## ウ 知的障害者の推移と傾向

知的障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,197人となっており、年々増加している状況にあります。認定別に見ると、4度（軽度）の方は、全体の半数を占め、特に増加傾向にあり、平成27年度に比べ162人増加しています。



## エ 精神障害者の推移と傾向

精神障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,439人となっています。他の障害と比較し、増加が顕著であり、平成27年度に比べて、379人（増加率：約135.8%）となっています。また、認定別に見ると、2級、3級が増加しており、1級は横ばい傾向にあります。



## オ 難病患者の推移と傾向

令和元年度の難病医療助成者数は、1,579人で、難病新法（平成27年1月）の施行や経過措置の影響も含めて、平成27年度に比べ、42人増加しています。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
難病医療助成対象者数	1,537人	1,593人	1,742人	1,494人	1,579人

## カ 高次脳機能障害者

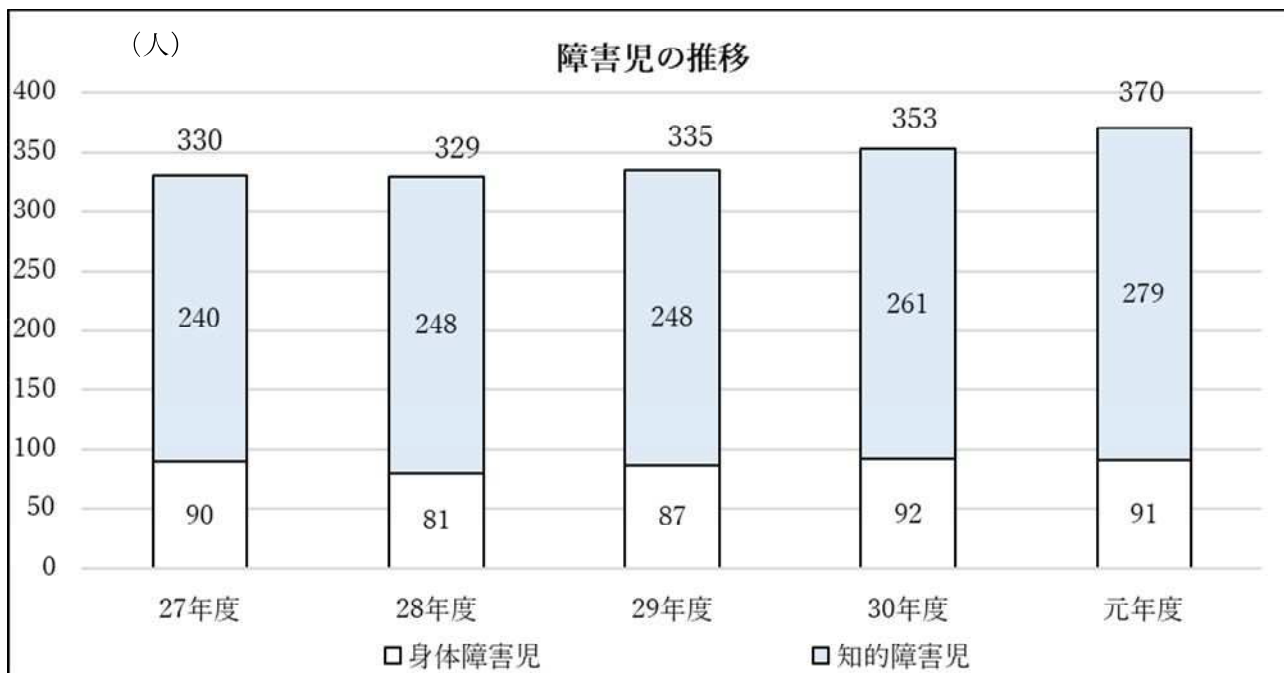
34人（令和元年度末青梅市障がい者サポートセンター利用登録者数）  
高次脳機能障害に関して、正確な統計数値はありません。



## (2) 障害児の推移と傾向

### ア 障害児の推移と傾向

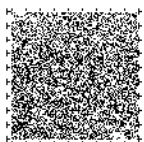
手帳を所持する障害児は、令和元年度においては、370人となっており、知的障害が増加、全体として増加傾向です。発達の遅れ等があったとしても、障害者手帳を取得するとは限らないため、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どももいます。



区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	増加率
18歳未満人口	20,498人	20,060人	19,497人	19,041人	18,366人	89.6%
障害児数	330人	329人	335人	353人	370人	112.1%
身体障害児	90人	81人	87人	92人	91人	101.1%
知的障害児	240人	248人	248人	261人	279人	116.3%

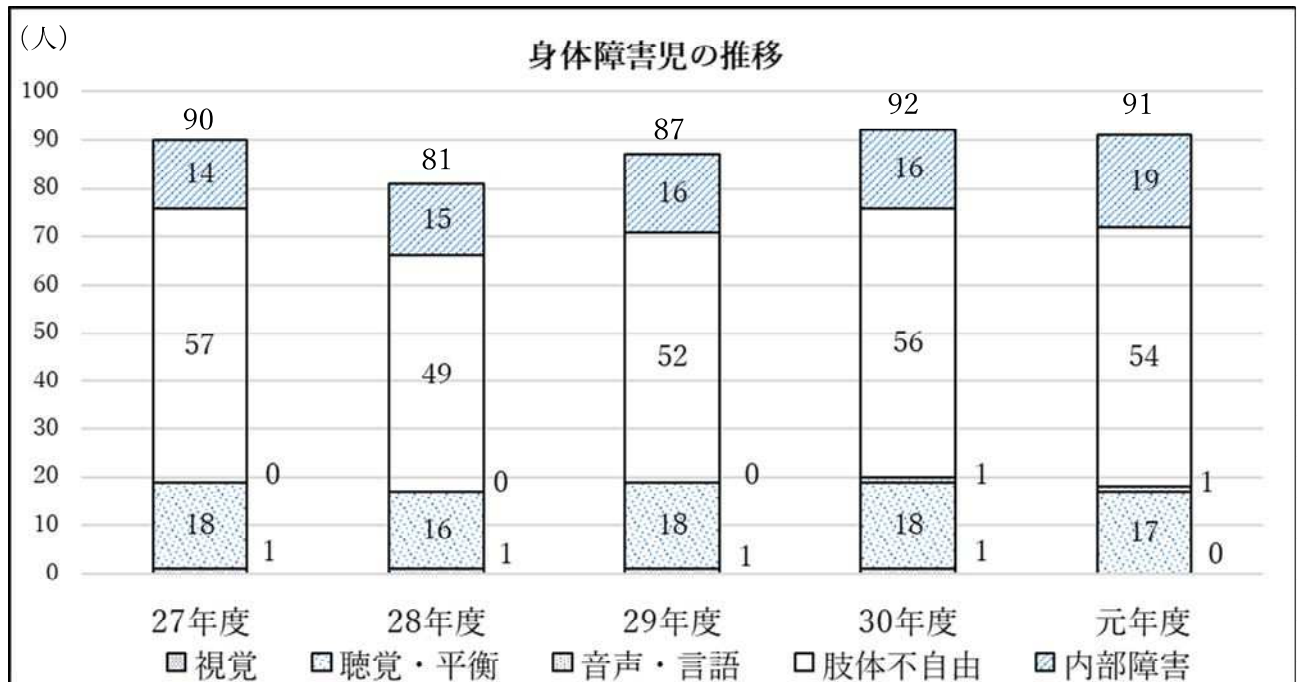
※18歳未満の人口は、各年度1月1日現在。

※障害児の数は、各障害に関する手帳を所持している18歳未満の各年度3月31日の数。



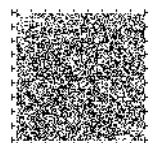
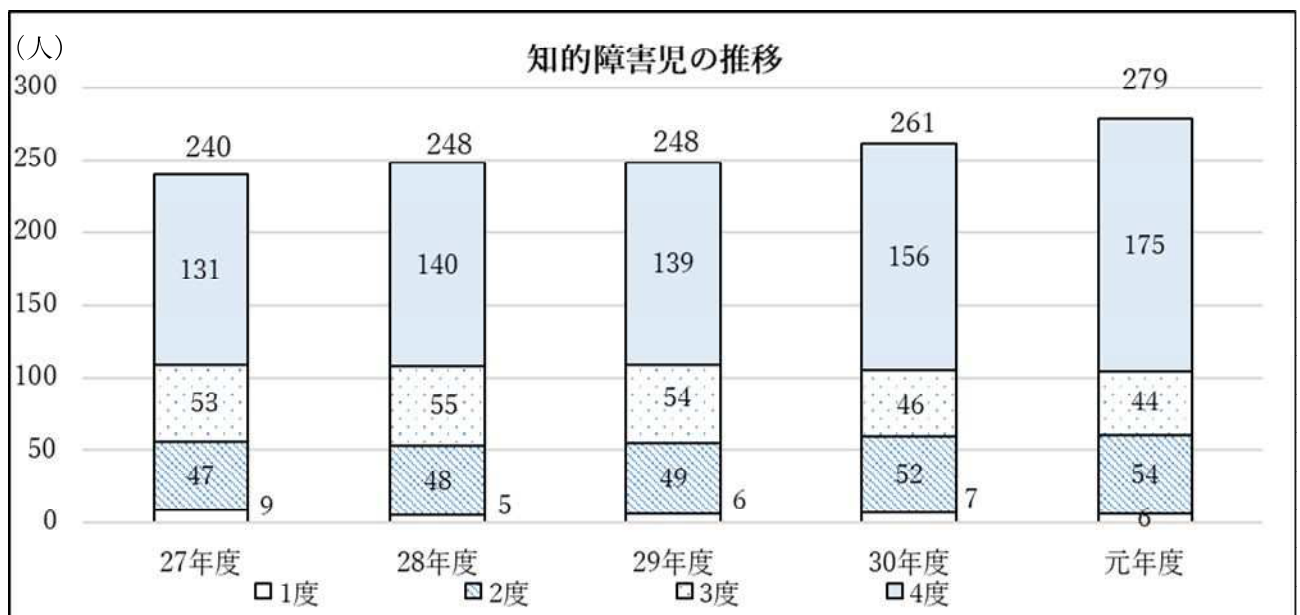
## イ 身体障害児の推移と傾向

身体障害児の推移を見ると、令和元年度では、91人となっています。認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障害児が多くなっています。



## ウ 知的障害児の推移と傾向

知的障害児の推移を見ると、令和元年度では、279人となっています。認定別に見ると、4度（軽度）の占める割合が多く、軽度の障害児が多くなっています。



### (3)「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」におけるサービ

#### スの実施状況、取組の振り返り

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画に示した平成30年度から令和2年度までの3か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については以下のとおりです。

#### ア 障害福祉サービスの実施状況（第5期障害福祉計画）

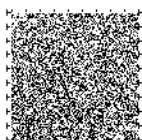
- ・ 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸びが高い状況ありません。
- ・ 日中系サービスでは、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援は利用者数が増加傾向にある一方、生活介護、短期入所の利用者数は減少傾向にあります。
- ・ 居住系サービスや相談支援では、計画相談、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援や共同生活援助が増加傾向にある一方、施設入所支援は横ばいとなっています。

#### イ 地域生活支援事業の実施状況

- ・ 日常生活用具給付は増加傾向にありますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や情報・意思疎通支援用具などのコミュニケーションに関するサービスの利用は減少傾向にあります。

#### ウ 障害児向けサービスの実施状況（第1期障害児福祉計画）

- ・ 児童発達支援は急増し、放課後等デイサービスの利用は市内に新規事業所が増えたことにより増加しています。また、放課後等デイサービス事業の質の向上に対する取組として、青梅市放課後等デイサービス事業所連絡協議会を立ち上げ、情報共有、支援力向上のための研修会等を開催しました。一方、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は、市内および近隣に事業所が無いことから利用はありませんでした。



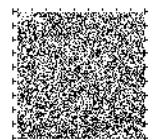


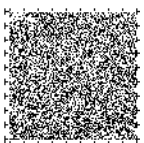
## (4) コロナウイルス感染症への対応状況

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画期間中の令和元年度から、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日本の障害者施策、障害福祉サービス等事業にも大きな影響を与えています。

ここでは、本計画策定に当たり、これまでの国、都、市の対応等について主な経過についてまとめました（令和3（2021）年2月末現在）。

年月	国都等の動向	市の対応状況
令和元年 12月	中華人民共和国武漢市で集団発生報告	
令和2年 1月	16日 国内で初めての患者報告 24日 都内で初めての患者報告 31日 国から社会福祉施設等での対応通知（以後、適宜発出あり）	・市民向け講座、教室、訪問事業の一部を中止
2月	20日 イベント開催に関する国民へのメッセージ発表（厚生労働省） 22日 都内介護施設職員の感染初報告 25日 政府の基本方針決定 27日 小・中・高等学校へ3月2日以降春季休業期間までの臨時休業要請 障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第1報）（以後、適宜発出あり）	・青梅市主催のイベントの取り扱い方針決定（以後、適宜変更あり）
3月	28日 政府、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定（以後、適宜改正） 政府調達による布マスクが社会福祉施設等に配布決定、開始	・障害福祉サービス事業所等へ市備蓄品マスク配布 ・障害福祉サービス事業所等へ都調達分マスク配布 ・障害支援区分認定有効期間の臨時的な取扱い（延長）開始 ・医療的ケア児へ国調達消毒用エタノール配布
4月	7日 東京都等対象に緊急事態宣言発出 7日 政府調達による全国民への布マスク配布決定 都から緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所・施設の継続等について通知 全国民一人10万円の定額給付金支給決定	・自立支援医療費受給者証の有効期限延長対応開始 ・難病医療費助成受給者証の有効期限延長対応開始 ・障害福祉サービス事業所等へ市備蓄マスク配布 ・市内障害福祉事業所等へ感染症対策徹底と事業継続について依頼文通知 ・市内4市民センターで事業所向け次亜塩素酸水配布 ・国によるエタノール優先供給スキームの周知 ・初級手話講習会延期
5月	国の一次補正予算による「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」開始 25日 東京都等対象の緊急事態宣言解除	・障害福祉サービス事業所等へ都調達分マスク配布 ・緊急事態宣言解除による介護サービスに対する市の対応について通知
6月	政府調達による全国民への布マスク配布終了	・市の講座、教室等順次再開 ・障害福祉サービス事業所等へ都調達分マスク配布
7月	国の二次補正予算による「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」開始	
9月		・重度障害者世帯に対する買物代行サービス開始 ・障害福祉サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金制度実施 ・障がい者と家族のスポーツ大会中止 ・青梅市障がい者サポートセンター交流会中止
10月	東京都が「新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援派遣体制の確保事業」を開始 東京都が障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業を開始	
11月		・障がい者交流バスハイク中止
12月		・国による医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品の優先配布事業の周知
令和3年 1月	8日 東京都等対象に緊急事態宣言発出	・市窓口に対話支援システム「コミュニケーション」設置 ・緊急事態宣言を踏まえた感染症対策の徹底と事業継続について依頼文通知
2月	2日 東京都等対象に緊急事態宣言を延長	・障害福祉サービス事業所等の利用者および従事員等を対象としたPCR検査実施事業開始 ・障害支援区分認定審査会書面会議に変更 ・障害福祉施設等へ都調整マスクを配布

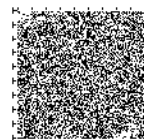


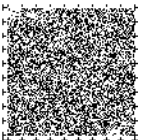




## 第2部 障害福祉計画

---





## 第2部 障害福祉計画

### 1 成果目標の設定

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国は、令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上の削減を基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとしています。

青梅市の現状としては、施設入所者のうち地域生活へ移行する人が一定数いる中、新たに施設入所を希望される人もいることなどを踏まえ、令和5年度末における削減見込みは「0人」、地域生活移行者数は「6人程度」と設定しました。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、「障害者総合支援法」にもとづく障害者支援施設等として利用することとした施設を除いて設定しました。

#### 【成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(a)	114人	令和2年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数(b)	114人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み(a-b)	0人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は1.6%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数	6人 6%	施設入所からグループホーム等へ移行者数 (令和2年3月31日の施設入所者数の6%)



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、長期入院精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築していくこととしています。

### ①精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込み量を設定します。

#### 【主な活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	33人	38人	43人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	3人

### ②保健、医療および福祉関係者による協議の場

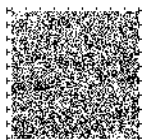
青梅市では、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築をしていきます。

#### 【主な活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療および福祉関係者による協議の場の関係者の参加人数	48人	50人	50人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

## (3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実

国は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくこととしています。



青梅市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、検討を進め、体制の充実を図ります。

【成果目標】

項 目	内 容
令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備	令和4年度に体制の確保を目標

【主な活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の検証および検討の回数	-	1回	1回

#### （４）相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

青梅市では、地域の相談機関との連携強化の取組として、障害者地域自立支援協議会を通じた相談支援事業者と市の意見交換や、相談支援事業所連絡会等による事業者間のネットワークの構築も含め連携強化やスキルアップに取り組みます。

また、相談支援体制の充実・強化に向けて、下記①～④について各取り組みや機能の現状と今後実施すべき具体的な内容を把握した上で、基幹相談支援センターの設置（あり方）について検討していきます。

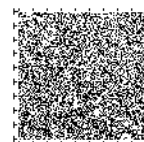
- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談の実施
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援
- ④地域の相談機関との連携強化の取組の実施

【成果目標】

項 目	内 容
令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	体制の確保に向けた検討

【主な活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	実施
指定特定相談支援事業所連絡会（相談支援部会）の実施	12回	12回	12回



## (5) 発達障害者等に対する支援の充実

国は、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や育児等の方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム<sup>\*1</sup>やペアレントトレーニング<sup>\*2</sup>など発達障害者等およびその家族に対する支援体制を確保することとしています。

青梅市では、関係機関と連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの体制の確保に向けた検討をします。

### \*1 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を気付くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムのこと。

### \*2 ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的としたプログラムのこと。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化

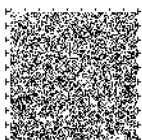
国は、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行なえるよう、東京都が実施する障害福祉サービス等にかかる研修およびその他の研修への職員の参加人数の見込みを設定すること、また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築を求めています。

青梅市では、毎年、障がい者福祉課職員 8 人の研修受講を目標とし、審査結果の分析、共有体制の構築についての検討を進めます。

障害福祉サービス等を担う人材の確保は、現在も多くの事業所等で課題となっています。青梅市では、福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができるイベントの実施や、学校等と連携した理解促進の取組等を行い、福祉人材の確保に努め、障害者の特性に応じた適切な支援が提供できるよう、障害福祉サービスの質を向上させるための取組にかかる体制強化を図ります。

### 【主な活動指標】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都が実施する研修への市職員の参加		8人	8人	8人
審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を活用し事業所等と共有	体制の有無	検討	検討	有
	実施回数	-	-	1回



## (7) 福祉施設から一般就労への移行

### ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国は、目標の設定に当たっては、今般の傾向等を踏まえつつ、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとしています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえつつ、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績者数を設定しました。

#### 【成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度の 一般就労移行者数	9人	令和元年度において福祉施設を利用して、一般就労した方の数
うち、就労移行支援利用者	2人	令和元年度において就労移行支援を利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援A型	2人	令和元年度において就労継続支援A型を利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援B型	5人	令和元年度において就労継続支援B型を利用して一般就労した方の数
【目標値】目標年度における 一般就労移行者数	11人 1.27倍	令和5年度において福祉施設を通じて、一般就労する方の数
うち、就労移行支援利用者	3人 1.30倍	令和5年度において就労移行支援事業所等を利用して、一般就労する方の数
うち、就労継続支援A型	2人 1.26倍	令和5年度において就労継続支援A型を利用して、一般就労する方の数
うち、就労継続支援B型	6人 1.23倍	令和5年度において就労継続支援B型を利用して、一般就労する方の数



## イ 就労定着支援事業の利用者数

国は、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率の設定を図ることとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域の事業所数等を踏まえて、令和5年度末における就労移行支援事業所等を通じて一般就労する利用者の7割が就労定着支援を利用することとしています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、令和5年度末における就労移行者の7割以上が就労定着支援事業を利用すると設定しました。

### 【成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度末の 就労移行支援事業の利用者数	70人	令和元年度において就労移行支援事業を利用した方の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	80人	令和5年度において就労移行支援事業を利用する方の数
【目標値】目標年度の 就労定着支援事業の利用者数	8人 70.0%	令和5年度における就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用

## ウ 就労定着支援の事業所ごとの定着率

国は、令和5年度末において、就労移行支援事業所の利用者の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に設定するよう求めています。

青梅市では、一般就労の定着を推進していくため、全就労定着支援事業所において、就労移行率が8割以上の事業所を全体の7割以上に設定しました。

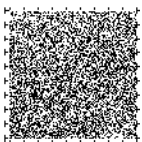
### 【成果目標】

項目	数値	考え方
令和5年度末の 就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	青梅市内の就労定着支援事業所（2か所）の7割以上

## エ 就労定着支援による職場定着率

国は、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率を、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることとしています。

青梅市においても、就労定着に向けた支援を、就労支援センター等と連携を図りながら、各年度における支援開始1年後の定着率を、国の目標と同じ80%に設定しました。





## 2 サービス等の見込量およびその確保策

第6期障害福祉計画は、令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を参考に想定される需要量としてサービス見込量を算定しています。

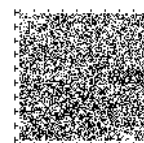
### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

事業名	内 容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

#### 【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	118	119	120	121	122
重度訪問介護	人/月	9	9	10	10	11
同行援護	人/月	83	83	85	87	89
行動援護	人/月	26	26	28	30	32
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0
合計	時間/月	2,701	2,571	2,630	2,689	2,748
	人/月	236	237	243	248	254



### 【サービス見込量の考え方】

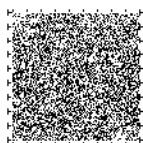
令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数や障害者手帳所持者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

### 【見込量の確保策の考え方】

居宅介護サービスを提供する事業者は、ほぼ充足しています。今後も、サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の推移を見込みながら、その他のサービスを含めサービス利用の増加に対応していきます。このため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれる需要に対するサービスの確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供を行います。

また、利用者に対しては、東京都障害福祉サービス情報などを利用して、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。



## (2) 日中活動系サービス

### 【事業の概要】

事業名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	福祉サービスを利用し一般就労した方に対し、利用者との対面による相談や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。



## 【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	248	253	258	263	268
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	2	2	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人/月	10	10	12	13	13
就労移行支援	人/月	70	65	70	75	80
就労継続支援 (A型)	人/月	35	35	37	39	41
就労継続支援 (B型)	人/月	324	320	325	330	335
就労定着支援	人/月	28	35	40	45	50
療養介護	人/月	13	14	14	15	15
短期入所	人/月	119	108	125	130	135

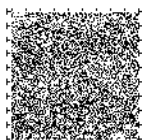
## 【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

## 【見込量の確保策の考え方】

市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援など、サービス量が確保されるような施策を検討します。

障害のある方で、就労を希望する方を支援するために設置した「青梅市就労支援センター」を有効に活用し、引き続き、市、民間企業、福祉施設等とハローワーク等公的機関が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。



### (3) 居住系サービス

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した、障害者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、その他の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として、夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	2	3	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	182	185	190	195	200
施設入所支援	人/月	114	114	114	114	114

#### 【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

#### 【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を強化するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進について、設置数が増加傾向にあります。青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する方針にもとづき、市民利用や重度障害の方の受入れが可能なグループホームの設置について、民間事業者に対し情報提供等の支援を図ります。



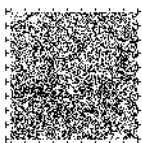
## (4) 相談支援

### 【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成</li> <li>② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成</li> </ol> <p>支給決定後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング)</li> <li>② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨</li> </ol>
地域移行支援	<p>対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者です。</p> <p>サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。</p>
地域定着支援	<p>対象者は、独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者です。</p> <p>サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。</p>

### 【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	1,606	1,650	1,722	1,780	1,820
地域移行支援	人/月	4	4	4	5	5
地域定着支援	人/月	0	1	2	3	5



## 【サービス見込量の考え方】

### （計画相談支援）

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として、3年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みました。

### （地域移行支援）

福祉施設の入所者および入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みました。

※ 地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数を見込みます。

### （地域定着支援）

地域移行支援を受けたひとり暮らしの方や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方を勘案して、利用者数を見込みました。

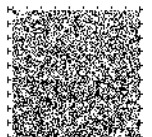
## 【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

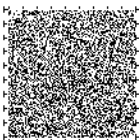
また、サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



### 3 地域生活支援事業

#### 【事業の概要】

事業名		内 容
必須事業	①相談支援事業	地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。
	②コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
	③日常生活用具費給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障害者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
	④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
	⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障害者の地域生活を支援します。
	⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障害者に対して、申し立て費用や成年後見人報酬などの経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
その他事業	⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。
	⑧自動車運転教習費補助事業	障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
	⑨自動車改造費補助事業	障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。
	⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
	⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員（通訳者）、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
	⑫就労支援センター事業	障害者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的にを行います。





## 【サービス見込量】

### ①相談支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	相談件数	7,507	7,580	7,660	7,740	7,820

#### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障害者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組めます。

### ②コミュニケーション（意思疎通）支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣利用者	人	183	122	180	183	185
	時間	330	207	324	330	334
手話通訳者設置事業人数*1	人	1	1	1	1	1

\*1 障がい者福祉課窓口に通2回1人を配置。

#### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。



### ③日常生活用具費給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具費 給付等事業	件	3,349	3,485	3,659	3,805	3,957

#### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。

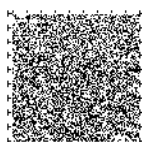
国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を実施します。

### ④移動支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	158	158	162	166	170
	時間	12,608	12,640	12,880	13,280	13,600

#### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。



### ⑤地域活動支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1

#### <実施に向けての考え方>

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、障害者支援事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障害者の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業（I型）は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業や福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障害者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障害者（児）とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの充実を図ります。

### ⑥成年後見制度利用支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	4	5	5	6

#### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

障害者の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援に繋いでいきます。



⑦日中一時支援事業

計画	単位	令和元年度	令和2年度	第6期計画		
		実績	見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	16	20	23	25	28
	日	158	100	150	152	160

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

需要に対してサービスの供給が少ない事業であることから、今後とも、国や東京都の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、供給の拡大を図ります。

⑧自動車運転教習費補助事業

計画	単位	令和元年度	令和2年度	第6期計画		
		実績	見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転教習費補助事業	件	1	3	4	4	5

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。



⑨自動車改造費補助事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費補助事業	件	1	3	3	3	3

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

⑩点字図書給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字図書給付等事業	人	0	1	1	1	1

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

障害のある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

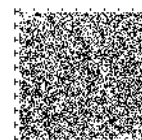
⑪手話奉仕員等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等養成事業	回	33	40	33	62	33
	人	36	40	40	60	40

※令和2年度、4年度は、隔年実施の上級手話講習会を実施。

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定しました。



## ⑫就労支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労支援センター事業	雇用実績 (※1)	46	40	48	51	53
	相談件数 (※2)	5,885	5,980	5,985	6,035	6,085

※1 雇用実績については、2か年の登録制のため、一定の規模で推移すると想定しました。

※2 相談件数については、職場定着支援の増加を想定しました。

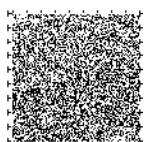
職場定着目標率は、就労支援定着事業による支援開始1年後の職場定着率目標と同様の80%とします。

### <実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

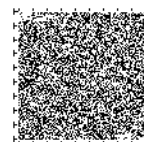
青梅市障害者就労支援センターは平成20年10月に開設してから12年目を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障害のある方の企業就労を支援してきました。

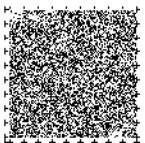
引き続き、就労後の職業定着支援や、障害者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携を図り、継続した支援体制を整備します。



## 第3部 障害児福祉計画

---







## 第3部 障害児福祉計画

### 1 成果目標の設定

#### (1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独が困難な時は圏域）に少なくとも1か所設置、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害者相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されている状況にあります。しかしながら、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターや、保育所等訪問支援については、全ての圏域で配置されているという状況に至っていません。青梅市では、引き続き、既存施設の活用や民間事業者による対応などについて検討します。

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にもとづき、地域社会への参加を推進します。

#### 【成果目標】

項 目	内 容
令和5年度末までに児童発達支援センターを整備	設置に向け役割や機能を検討
令和5年度末までに保育所等訪問支援の体制を構築	構築



## (2) 医療的ニーズへの対応について

障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

国は、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。また、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独が困難な時は圏域）とし、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

青梅市では、医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置します。

また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について、役割やあり方を検討した上で、配置についての協議を進めます。

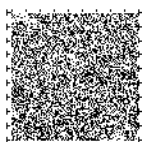
### 【成果目標】

項 目	令和5年度
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置	配置

## (3) 放課後等デイサービスの質の向上について

障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められています。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大はしていますが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められています。

青梅市では、平成30年度に設置した、放課後等デイサービス事業所連絡協議会における活動を充実させ、質の向上を図っていきます。



## 2 サービス等の見込量およびその確保策

### (1) 相談支援

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
計 画 相 談 支 援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害児です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成</li> <li>② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成</li> </ol> <p>支給決定後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング)</li> <li>② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨</li> </ol>

#### 【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第2期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
障 害 児 計 画 相 談 支 援	人/月	24	40	48	51	53

#### 【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

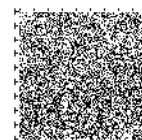
#### 【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

また、サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



## (2) 障害児サービス

### 【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 【サービス見込量】

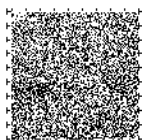
計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第2期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	24	45	50	55	60
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	人/月	278	283	293	303	313
保育所等訪問支援	人/月	0	2	3	4	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	1	1	1	2

### 【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

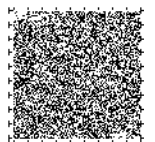
### 【見込量の確保策の考え方】

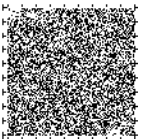
サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。



## 第4部 計画の推進に向けて

---





# 第4部 計画の推進に向けて

## 1 推進体制の充実

障害福祉計画および障害児福祉計画を推進するため、その中心的な役割を担う「青梅市障害者地域自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」という。）の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。

【自立支援協議会の所掌事務】（青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱から抜粋）

- （１）分野を超えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- （２）障害のある人、支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- （３）障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- （４）中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- （５）障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- （６）社会資源の開発および改善に関すること。
- （７）その他協議会において必要と認めること。

また、本計画を推進し、障害のある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠であることから、それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

## 2 計画の実施状況の点検・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検・評価を行い、その結果を公表します。

そして、自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個人々人に対応するきめ細やかな施策（計画）が進められるように努力します。

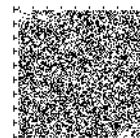
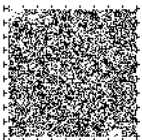
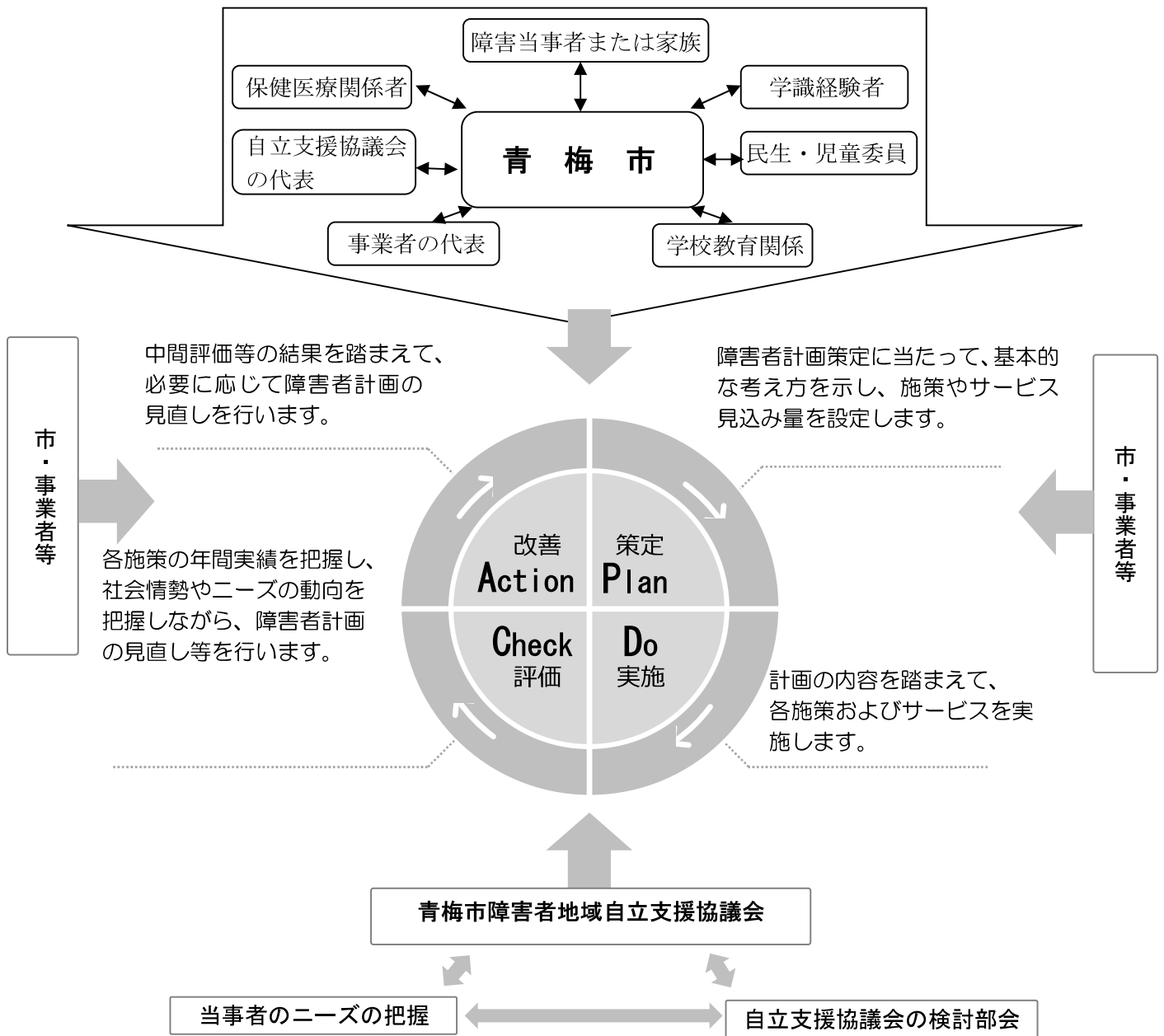


図 PDCAサイクル





### 3 サービス提供事業者の確保

障害者の社会参加の促進・障害福祉サービスの充実のため、新たな社会福祉法人やNPO法人、民間サービス事業者の参入が考えられるため、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき、新たな事業所の参入支援を行うとともに、既存の事業者の育成、サービス提供事業者の安定確保に努めます。

### 4 サービス提供事業者の質の向上

適切かつ質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者への情報提供や障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築し、質の向上に努めます。

### 5 国・東京都・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や東京都の補助金および制度を積極的に活用して、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために周辺自治体との連携に努めます。

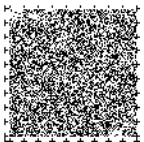




# 資料編

---





# 1 用語解説

## あ行

### 愛の手帳

知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定の障害がある人に対し申請にもとづいて障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として知事が交付するもの。

### インクルージョン（教育）

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

### NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

## か行

### 介護保険

介護保険法にもとづくものであり、高齢者介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支えあう制度。

### 計画相談

サービス等の利用の際、相談および利用計画の作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援すること。

## さ行

### 作業療法士

身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。

### 社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、様々な社会福祉事業を実施している。



## 社会福祉士

社会福祉士および介護福祉士法にもとづく福祉専門職の国家資格。専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上的の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。

## 障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## 障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行い、日中と夜間を通して生活する入所施設のこと。

## 障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労および生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。

## 障害者総合支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成 17 年 10 月 31 日に成立し、平成 18 年 4 月から施行された法律。身体・知的・精神の障害別に分かれていたサービスの一元化や自己負担の定率負担化などが行われた。従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成 25 年 4 月から施行されている。

## 障害者地域自立支援協議会

福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行う機関のこと。

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法にもとづく障害のある人の福祉の仕組みであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

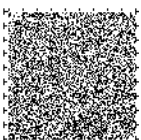
## ジョブコーチ

障害のある人が就労する際、できることできないことを事業所に伝えるなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請にもとづいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。



## 精神科病院

精神保健福祉法にもとづいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の精神病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇施策が講じられている。

## 成年後見制度

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が充分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

## 精神保健福祉士

平成9年12月に成立した精神保健福祉士法にもとづく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う人のこと。

# た行

## 地域生活支援事業

障害者総合支援法の中に位置づけられ、各市町村独自の判断で障害のある人の生活を支援する事業のこと。

## 定着支援

既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。

## 点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

## 特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校および養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置づけられたもの。



## は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

なお、最近では広汎性発達障害に代わる用語として「自閉症スペクトラム（障害）」という呼び方が定着しつつある。

### PDCAサイクル

業務を円滑に進めるため、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）」といった4段階の作業を継続して行う運営手法。

### 福祉施設

社会福祉事業を実施する施設の総称。老人ホーム・保育所・救護施設など。

## ま行

### マネジメント

一般にマネジメントとは経営などの管理をすることをいう。ここでは、計画を管理すること。

## や行

### 要約筆記

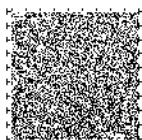
聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用してスクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

## ら行

### リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。





## 2 パブリック・コメントの概要および結果

### (1) 意見募集概要

#### ア 実施期間

令和3年1月15日（金）から1月29日（金）まで

#### イ 周知方法

- ・「広報おうめ」1月15日号
- ・青梅市ホームページ

#### ウ 閲覧場所等

各市民センター、行政情報コーナー、中央図書館、障がい者サポートセンター、子育て支援センター、障がい者福祉課

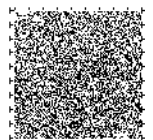
#### エ 意見受付方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見や必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接障がい者福祉課窓口へ提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール

### (2) 募集結果

期間中の意見提出はありませんでした。



### 3 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

当市では、福祉施設等の配置のあり方について、次のとおり定めています。

なお、「青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方針に沿い、必要に応じ見直しを検討します。

#### 1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されてきた。

一方、介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。

これらのことから、市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

#### 2 基本方針

青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げるところにより対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

##### (1) 定員・施設増の必要がない施設

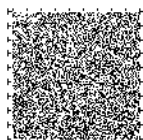
ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

(ウ) 介護療養型医療施設

(エ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）



(オ) 軽費老人ホーム

(カ) 養護老人ホーム

(キ) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設

(ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、次に掲げるとおりとする。

a 既存施設を整備する場合は、現行定員の範囲内（定員100名未満の施設整備であるときは100名まで）定員増ができるものとする。

b 前号の規定に関わらず、既存施設をユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む。）において、現行定員が100名以上であるときは、現行定員の数から現行定員の数に1ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで、現行定員が100名未満であるときは、現行定員の数から100に1ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで定員増ができるものとする。

(イ) 介護療養型医療施設が施設の転換を行う場合は、次に掲げる施設への転換を認めるものとし、この場合においては、現行定員の範囲内で定員・施設増ができるものとする。

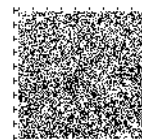
a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

b 介護老人保健施設（老人保健施設）

c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）

d 軽費老人ホーム

(ウ) 前記(ア)または(イ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。



## (2) 定員・施設数について検討を要する施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

イ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

ウ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

## (3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム

エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

## 3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

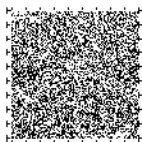
## 4 経過措置

(1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

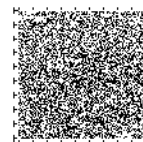
(2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。

(3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。

(4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。



- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア（エ）および同号イ（イ）の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア（キ）に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。



青梅市障害福祉計画（第6期）・青梅市障害児福祉計画（第2期）  
令和3年3月

発行 青 梅 市

編集 青梅市 健康福祉部 障がい者福祉課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL：0428-22-1111（代表）

